事 務 連 絡 令和 2 年 2 月 26 日

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 全国健康保険協会 健康保険組合 健康保険組合連合会 共済組合所管課(室)

御中

厚生労働省保険局

保 険 課 国民健康保険課 高齢者医療課 医療介護連携政策課

新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について(注意喚起)

今般、国内において新型コロナウイルス感染症の感染事例が報告され、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より別添の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されたところです。

つきましては、上記基本方針の趣旨に留意するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、特定健康診査・特定保健指導等の実施について、下記に留意の上、適切な対応及び貴管内の保険者等への周知徹底をお願いします。

記

- 1 保険者等においては、集団で実施する特定健康診査・特定保健指導等について、 当面の間における実施の必要性を改めて検討するとともに、実施する場合には、感 染拡大防止の観点から、必要に応じ、集団で行う会場等では、マスクの使用・手洗 い場の確保、体調不良受診者の事前の把握(受付時の発熱等症状の確認など)、会場 入口へのアルコール消毒液の設置など適切に対応されたい。
- 2 保険者等においては、訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

- (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
- (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 3 その他、対象者に対し個別に実施する場合についても、2に準じて、対象者の症 状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

以上